

令和8年度 新型コロナウイルス感染症予防接種（説明書）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化防止のための予防接種です。

2. 効力

新型コロナウイルスによる感染症(Covid-19)が発症すると、熱や咳といった風邪によく似た症状がみられ、呼吸困難や肺炎など重症化する可能性があります。

ワクチン接種により、ウイルスに対する免疫を獲得し、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を防止することができます。

3. 実施期間

令和8年10月1日（木） ～ 令和9年1月30日（土）

4. 対象者

宇治市・城陽市・久御山町の住民で、接種日に以下の①または②に該当する人

①65歳以上の人

②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや、
(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)

5. 接種回数・接種間隔

- ・1回（過去の接種歴に関わらず、期間中に1回のみ接種が可能）
- ・前回の新型コロナワクチン接種から少なくとも3か月（ヌバキソビッド筋注については、6か月）経過してから接種

6. 接種ができない人

以下の①～④に該当する人は接種を受けることができません。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

①接種当日に37.5℃以上の熱がある人

②重篤な急性疾患にかかっている人

③過去に新型コロナワクチンの成分により呼吸困難・じんましん等のアナフィラキシーショック（接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある人

④その他、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

7. 接種後の注意事項

- ・予防接種を受けた後、しばらくの間（過去に重いアレルギー症状や失神を起こしたり、気分が悪くなったりした人は30分以上）、接種を受けた施設で待機してください。
- ・接種後、体調に異常を感じた場合は、速やかに医師に連絡してください。
- ・体調が優れない場合を除き、当日の入浴はさしつかえありませんが、注射した部分は擦らず、清潔に保ってください。
- ・接種後24時間は、過激な運動・大量の飲酒は避けてください。

裏面に続く

8. 接種後副反応

- ・注射した部位が赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、2～3日のうちに治ります。
- ・発熱や、寒気、頭痛、筋肉や関節の痛み、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。
- ・稀に起こる重大な副反応としては、ショックやじんましん、呼吸困難等があらわれることがあります、ほとんどは接種後、30分以内に生じます。
- ・ごく稀ではあるものの、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後、数日以内に胸の痛みや、動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れた場合は、直ちに医療機関を受診してください。

9. 他の予防接種との接種間隔

- ・定期接種実施要領の改正(令和2年10月1日から)に伴い、異なるワクチン(不活化ワクチン、経口生ワクチン)の接種間隔制限がなくなりました。
※注射生ワクチン同士の接種間隔は、以前と同じく27日間以上のままです。
- ・2種類以上(不活化ワクチン、生ワクチン)の予防接種を同時に同一接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認め、被接種者本人も希望した場合に限ります。

10. 予防接種健康被害救済制度

この予防接種は、新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化防止に有効ですが、前述のとおり、まれに重大な副反応が現れ、身体に害をもたらすことがあります。

このような健康被害と新型コロナウイルス感染症予防接種との間に因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合には、「予防接種健康被害救済制度」による給付を受けることができます。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

なお、申請手続等については、お住まいの市町にお問い合わせください。

<厚生労働省ホームページ>

「予防接種健康被害救済制度について」

予防接種 健康被害



<お問い合わせ先>

- ・各接種医療機関
- ・宇治市健康づくり推進課
- ・城陽市健康推進課
- ・久御山町国保健康課

電話 20-8793

電話 55-1111

電話 45-3906

075-631-9913

11. その他

予診票については、医療機関から各市町に送付されます。予めご了承ください。